

4年前の広島・安佐南区の土砂災害

中国・四国地方の豪雨災害にて多くの命が失われたこと
心よりお悔やみ申し上げます。

また、いまだ不自由な生活をされておられる方々大勢おられる
とのこと、不規則な台風も現れ、猛暑も続いており、二次災害
に至らぬことを祈っている。

まずは皆様、想像して頂きたい。

土砂災害の際に泥水をスコップでかき出そうとしたところで、
しゃびしゃびの泥水は持ち上げたときには半分はこぼれている
ましてそれを土嚢袋に入れたところで、水はサアツと出て行っ
てしまうのである。

丁度、4年前の夏、広島県安佐南地区で発生した土砂災害にお
いては、いまだセルドローンの生産能力が殆どない時期ではあっ
たが、無鉄砲に近い形でボランティア活動を実施した。

振り返れば「知らない」ことは時として大きな武器となる。
災害当時、長岡生コン・宮本さんのご紹介で安佐南区の地主さ
んとコンタクトすることが出来たが、仮にセルドロンを運んだ
としても荷卸しする車両も、人手もない。

自宅の扉まで運んでくれる宅急便を思いついて、費用はかさば
ったが段ボールに小分けをして発送し現地に乗り込んだりした
現場ではテキメンの効果があり、家の中に入り込んだ土砂、
というより水分量が多いほぼ泥水状になってしまっているもの
にセルドロンと混ぜると、即時的に一定の固さを持つようにな
り、結果スコップですくい上げることが出来、それをそのまま
土嚢袋に詰めることが可能となった。

「もつと魔法の粉を持ってきてくれ！」
とこちらとしては俄然気合の入る言葉を聞い
たり、また知人を亡くした被災者の方からは
「なんでもつと早く持って来てくれなかった
のか・・・」と何とも返答に窮する言葉を頂
いたりした。

その後、自治体の方と話をしたが、全く以て
無名であったセルドロンを取り合ってくれは
しなかったし、ましてその当時は生産能力が
全く無く、絵に描いた餅をお見せすることし
か出来なかった。

また、ご縁あつて国交省本庁にてプレゼンす
る機会を頂戴したが、「詳細は各自治体で」
と至極御もつともなお返事を頂いた。

更にプライベートで水害復旧にあたっている
企業の方とも協議を進めたが、3年前の鬼怒
川水害の際は、いざと言う時には納品手段が
皆無であることでお役立てすることが出来な
かったりもした。

その後、我々も生産能力が大きくなって来て
おり、また特定エリアでは指定代理店も登場
していることから、今後は地場で協議するこ
とにより、よりパブリックな立ち位置でセル
ドローンの活躍の場が出てくると大いに期待し
ている。

史上初めて東から西へ移動する台風の登場、
記録的な連日の猛暑、北極圏で30℃超、
などと人類史上初めての経験が続いている。

もはや「地球温暖化」というトレンドからは
逃れられないのか・・・

それを嘆くよりも、出来ることをやって行こ
うと考えたりしている。

「残コンのポンプ戻し」について東京都へ問合せ

前号で三重のエリアでは、ポンプ戻しする残コンが産業廃棄物として考えられることから、現場で処理することになっているとお伝えいたしましたが、その内容を東京都へも質問してきました。



(GP) 残コンについて、アジテータ車から排出された生コンクリートは購入者の所有物になるのか。また、ポンプ圧送車に残った生コンクリートをアジテータ車に戻して運搬することは、汚泥(産業廃棄物)の運搬に当たるか。

東京都担当者

東京都では、契約書の中で、製品の所有権移譲が、荷卸後の品質検査合格時点と定められている場合、ミキサー車から降ろされていない生コンについては、注文がキャンセルされた生コン製造業者の所有物と解しています。一方、アジテータ車から荷卸しされポンプ圧送車に残った不要な生コンクリートは、これに該当せず購入後に廃棄物となった物と解され、購入者の産業廃棄物(汚泥)となります。

上記の回答があり、三重のエリア以外でもポンプ戻しが禁止になるかもしれません。セルドロンを使用して技術提供はいかがでしょうか。

残コンについてのゼネコン、ハウスメーカーの取組みについて

■ゼネコンの取組み

ゼネコンの現場でもコンクリート圧送車を使う現場が多くあり、ホッパー等に残ってしまう 0.2m³~0.3m³ 残コンの処理に困っている。京都のある現場では、ポンプ戻しができないため現場で処理するよういわれてセルドロンを使い始めた。



残コン



セルドロン処理後

	項目	指定に係る基準 (mg/L)	分析の結果 (mg/L)	定量下限 (mg/L)	分析の方法
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-55.4
	六価クロム化合物	0.05以下	0.021	0.005	JIS K0102(2016)-65.2.1
	シアン化合物	検出されないこと	検出せず	0.1	JIS K0102(2016)-38.1.2及び38.3
	水銀及びその化合物	0.0005以下	検出せず	0.0005	S46環告第59号付表I
	セレン及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-67.2
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.001	JIS K0102(2016)-54.4
	砒素及びその化合物	0.01以下	検出せず	0.001	JIS K0102(2016)-61.2
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	検出せず	0.08	JIS K0102(2016)-34.4
	ほう素及びその化合物	I以下	0.13	0.1	JIS K0102(2016)-47.3

セルドロン処理後の造粒物について溶出試験(下記表)を行い、土壌汚染対策法における「第2種特定有害物質(重金属等)」の9項目において、溶出基準値以下であることを確認した。なお、有姿攪拌試験(JIS K 0058-1)では、さらに溶出量が小さいことを確認している。
 ※試料の調整:H3環告第46号(最終改正:平成26年3月20日環境省告示第44号)付表
 ※検出せずとは定量下限未満を示す。

■ハウスメーカーの取組み

住宅の場合、残コンを処理するスペースがなくフレコンに置いて処分することもあるようでした。セルドロンで碎石状にすることで、狭いスペースでも対応可能です。

1.ポンプ車の残コン



不要になったため
購入者の責任で処理する

2.処理



硬化する前にセルドロンを混合

3.養生



平に敷きならべ硬化させ、翌日には、碎石状になる。

■ボランティア活動

四国でセルドロンの販売を実施いただいている東昇商事株式会社様が西日本豪雨災害にあってしまった住宅の床下収納庫に流入してきた高含水泥土の処理を行っております。

短時間で人が歩ける程に処理することができ、また、泥土の臭気も改善され、非常に喜んで頂いたようです。

詳しくはこちらから

<http://www.tosho-g.jp/topics/>